

第53期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時　2025年６月25日（水曜日）
午前10時（配信開始 午前９時30分）

開催方法　場所の定めのない株主総会
（バーチャルオンリー株主総会）
※完全オンラインでの開催のため、
実会場はございません。

郵送またはインターネットでも議決権をご行使いただけます。

行使期限

2025年６月24日（火曜日）午後６時まで

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

MIRARTH ホールディングス株式会社
証券コード：8897

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素よりご支援お引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

第53期定時株主総会を2025年６月25日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は不動産総合デベロッパーの枠を超え、「未来環境デザイン企業」へ進化していくという決意を込めたパーパスのもと、持続的な成長モデルの実現に向け、経営基盤の強化を行い、利益成長と資本効率を向上させ、企業価値の最大化を実現してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申しあげます。

2025年６月
代表取締役　**島田和一**



Our Purpose

サステナブルな環境をデザインする力で、
人と地球の未来を幸せにする。

Our Values

情熱・感動
環境創造に情熱を注ぎ、
人々と感動を分かちあう。

持続可能
人、自然、社会の共存を目指し、
サステナブルな世界をつくる。

価値創出
スピード感を持って変革を続け、
新しい価値を創出する。

多様性・共創
一人ひとりのアイデアを大切に、
地域社会との共創を進める。

誠実・信頼
誠実な行動で、
人と社会の安全・安心を約束する。

株主各位

証券コード　8897
2025年６月４日
東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社
代表取締役　島田和一

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は、法令及び当社定款の規定に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたしますので、本株主総会には、当社指定のウェブサイト（https://web.sharely.app/login/mirarth-53）を通じてご出席くださいますようお願い申しあげます。ご出席いただくために必要となる環境やお手続き方法等の詳細は３頁以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

また、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://mirarth.co.jp/ir/stockinfo/procedure/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2025年６月24日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

日　　時	**2025年６月25日（水曜日）午前10時**（配信開始 午前９時30分）
開催方法	場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。 当社指定のウェブサイト（https://web.sharely.app/login/mirarth-53）を通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる環境やお手続き方法等の詳細は、３頁以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。
目的事項	**報告事項　（1）第53期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件** **（2）第53期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件** **決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件** **第２号議案　取締役７名選任の件** **第３号議案　補欠監査役１名選任の件**
議決権事前行使について	後記６頁から７頁の「議決権事前行使についてのご案内」をご参照ください。
招集にあたっての決定事項	(1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。 (2) 書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主さまが本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、書面（郵送）またはインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。 (3) 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、2025年６月26日（木曜日）午前10時より、本株主総会の延会または継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（https://mirarth.co.jp/ir/stockinfo/procedure/）でお知らせいたしますので、３頁以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従ってお手続きのうえ、本株主総会の延会または継続会にご出席くださいますようお願い申しあげます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以　上

書面交付請求された株主さまへご送付している書面について

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- 事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。

株主さまが実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインにてご出席くださいますようお願い申しあげます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細について、以下のとおりご案内申しあげます。株主総会当日に当社指定のウェブサイト（https://web.sharely.app/login/mirarth-53）からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使のほか、株主総会の目的事項に関する質問、動議の提出等が可能です。また、同ウェブサイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしておりますので、是非ご利用ください。

※同ウェブサイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

1　配信日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時から

※総会当日は、午前９時30分頃から配信開始予定です。

※通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト（https://mirarth.co.jp/ir/stockinfo/procedure/）において、あらためて日程等をご案内いたします。

2　アクセス方法

＜接続先URL＞https://web.sharely.app/login/mirarth-53

＜必要事項＞株主番号、議決権行使書用紙に記載の郵便番号、保有株式数

①上記のURLをご入力いただくか、スマートフォンで右図のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※郵便番号につきまして、基準日（2025年３月31日）以降に、証券口座を開設されている証券会社を通じて住所変更の手続をされた株主さまは、本株主総会の議決権行使書に記載の住所ではなく、基準日（2025年３月31日）時点での株主名簿上の住所の郵便番号をご入力ください。

※ご不明点に関しては、以下FAQサイトをご参照ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

3　当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

4　質問方法及び動議の提出方法

(1) 事前質問の方法

＜接続先URL＞https://web.sharely.app/e/mirarth-53/pre_question

＜必要事項＞株主番号、議決権行使書用紙に記載の郵便番号、保有株式数

①上記のURLをご入力いただくか、スマートフォンで上図のQRコードを読み込み、事前質問受付サイトにアクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を必ずお手許にお控えください。

※郵便番号につきまして、基準日（2025年３月31日）以降に、証券口座を開設されている証券会社を通じて住所変更の手続をされ

た株主さまは、本株主総会の議決権行使書に記載の住所ではなく、基準日（2025年３月31日）時点での株主名簿上の住所の郵便番号をご入力ください。

以下の期限まで事前質問をお受けいたします。事前質問フォームより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。ご意見・ご質問等はお一人様につき３問まで、１問につき150文字までとさせていただきます。

＜事前質問受付期限＞　2025年6月20日（金曜日）午後６時まで

※受付期限終了後にお送りいただいたご意見・ご質問にはお答えできかねます。

※株主の皆さまのご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

(2) 当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。ご質問はお一人様につき３問まで、１問につき150文字までとさせていただきます。

(3) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従い、視聴画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

(4) 質問及び回答の掲載

株主総会当日は、事前質問及び当日質問のすべてに回答できない場合がございますが、本株主総会の目的事項に関連しない場合を除き、原則としてすべての質問及びこれに対する回答を本株主総会後に当社ウェブサイトに掲載いたします。

5　本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを配置いたします。通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本株主総会当日冒頭に、本株主総会の延期または続行の議長一任決議について諮り、また、通信障害が生じた場合の対応マニュアルをあらかじめ整備いたします。

6　本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使を希望する株主さまのうちインターネットを使用することに支障のある株主さまにつきましては書面による事前の議決権の行使を推奨いたします。

7　代理人による出席方法

議決権を有する他の株主さま１名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主さまは、株主総会に先立って、当社に以下の書面のご提出が必要となりますので、提出期限までに以下の提出先までご送付ください。

＜必要書面＞

・委任状（委任される株主さまのご署名または押印のあるもの）

・委任する株主さま及び委任された株主さまの議決権行使書の写し（コピー）

＜代理人に関する書類の提出先＞

〒100－0005　東京都千代田区丸の内一丁目８番２号　鉄鋼ビルディング16階

MIRARTHホールディングス株式会社　株主総会運営事務局　宛

＜ご提出期限＞　2025年6月18日（水曜日）午後６時必着

※ご提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

＜注意事項＞

1．書面またはインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。

2. 事前質問受付サイトから動議の提出はできません。

3. 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主さまの通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。

4. 株主総会当日において、株主さま側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

5. ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主さまのご負担となります。

6. 映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。

7. その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトを確認ください。
   https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問合せ】

問合せ先：システム運営会社（Sharely株式会社）Tel 03-6683-7661

受付日時：2025年6月25日（水曜日）午前９時～株主総会終了まで

議決権事前行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。



インターネットで議決権を行使される場合

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。詳細は、次ページをご参照ください。

議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

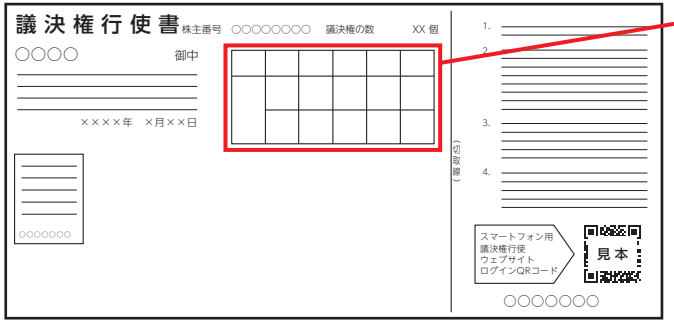

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第2号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権事前行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年６月24日（火曜日）
午後６時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。

❷ 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。





PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。　▶https://www.web54.net

ご注意事項

- ●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ●インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ●１・４・７・10月の第１月曜日０：00～５：00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間　９時～21時）

ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆さまへ
当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1　配当財産の種類
金銭

2　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金　23円
配当総額　3,124,678,616円
なお、中間配当金として１株につき金７円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき金30円となります。

3　剰余金の配当が効力を生じる日
2025年６月27日

１株当たり配当金の推移　(単位：円)

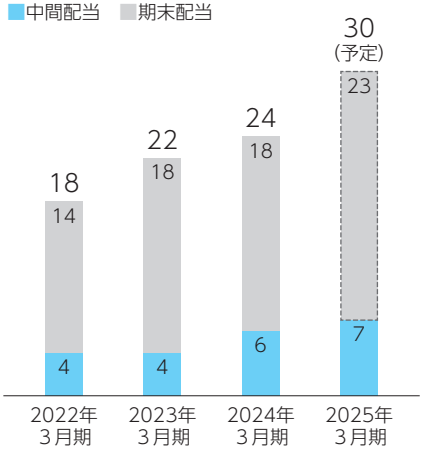

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役４名を含む取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏　名			当社における地位及び担当
1	再任	島田　和一	（満59歳）		代表取締役 兼 グループＣＥＯ 兼 グループＣＯＯ 兼 社長執行役員
2	再任	中村　大助	（満57歳）		取締役 兼 グループCFO 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ推進室長
3	再任	秋澤　昭一	（満60歳）		取締役（不動産セグメント管掌）
4	再任	山岸　直人	（満63歳）	社外取締役　独立役員	取締役
5	再任	内田　要	（満71歳）	社外取締役　独立役員	取締役
6	再任	金丸　祐子	（満45歳）	社外取締役　独立役員	取締役
7	新任	小野　保子	（満59歳）	社外取締役　独立役員	―

候補者番号 1



しま だ　かず いち
島田　和一

1965年12月４日生 満59歳

再 任

所有する当社株式数
1,299,500株

略歴、地位及び担当：

1987年 5 月	当社入社
1998年 6 月	当社取締役開発部長
2000年 6 月	当社常務取締役開発本部長 本社開発部長 兼 建築部長
2006年 6 月	当社代表取締役副社長 兼 開発本部長
2012年 4 月	当社代表取締役副社長 兼 最高執行責任者（COO） 兼 最高財務責任者（CFO） 兼 総合企画本部長
2014年 4 月	当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者（CEO） 兼 最高執行責任者（COO） 兼 最高財務責任者（CFO）
2019年 4 月	当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者（CEO）
2019年 6 月	当社代表取締役 兼 最高経営責任者（CEO） 兼 社長執行役員
2022年10月	当社代表取締役 兼 グループＣＥＯ 兼 グループＣＯＯ 兼 社長執行役員（現任） ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼 ＣＥＯ 兼 社長執行役員
2024年 6 月	㈱タカラレーベン 取締役副会長（現任） 住宅産業信用保証㈱ 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】㈱タカラレーベン 取締役副会長
住宅産業信用保証㈱ 社外取締役
（一社）全国住宅産業協会 理事（2025年６月３日就任予定）

取締役候補者とした理由

島田和一氏は、2014年４月に当社代表取締役社長に就任して以来、強いリーダーシップを発揮して経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社グループの持続的な成長及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2



なか むら　だい すけ
中村　大助

1968年２月12日生 満57歳

再 任

所有する当社株式数
1,100株

略歴、地位及び担当：

1991年４月	㈱太陽神戸三井銀行（現㈱三井住友銀行） 入行
2014年４月	同行 所沢法人営業部長
2016年４月	同行 法人戦略部 部付部長
2017年４月	同行 日本橋東法人営業部長
2019年４月	同行 神田法人営業第一部長
2020年４月	同行 執行役員 神田法人営業第一部長
2021年４月	同行 執行役員 東日本第一法人営業本部長
2023年４月	同行 常務執行役員 ホールセール部門副責任役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 ホールセール事業部門事業部門長補佐
2024年５月	当社常務執行役員
2024年６月	当社取締役 兼 グループＣＦＯ 兼常務執行役員（グループ財務部・グループ経理部管掌） ㈱タカラレーベン 取締役 兼 専務執行役員（現任）
2025年４月	当社取締役 兼 グループＣＦＯ 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ推進室長（現任）

【重要な兼職の状況】㈱タカラレーベン 取締役 兼 専務執行役員（2025年６月23日退任予定）

取締役候補者とした理由

中村大助氏は、金融機関での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3



秋澤（あきさわ）　昭一（しょういち）

1965年５月10日生 満60歳

再 任

所有する当社株式数
221,200株

略歴、地位及び担当：

1988年４月	藤和不動産㈱（現三菱地所レジデンス㈱）入社
1997年５月	㈲エイテック 代表取締役
2002年１月	㈱インタス取締役
2004年２月	パシフィックマネジメント㈱（パシフィックホールディングス㈱） 執行役員
2008年６月	パシフィックリアルティ㈱ 代表取締役
2008年６月	㈲パシフィック・プロパティーズ・インベストメント 代表取締役
2011年１月	スター・マイカ㈱ 戦略事業部長
2012年２月	同社 取締役戦略事業本部長
2012年２月	ファン・インベストメント㈱（現スター・マイカ・プロパティ㈱） 代表取締役
2014年12月	スター・マイカ㈱ 代表取締役
2016年６月	ライジング・フォース㈱（現大東建託アセットソリューション㈱） 代表取締役
2019年６月	当社取締役 兼 執行役員投資開発本部長
2020年４月	当社取締役 兼 常務執行役員投資開発本部長
2021年４月	当社取締役 兼 常務執行役員 投資開発事業本部 事業本部長
2022年10月	当社執行役員 ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼 ＣＯＯ 兼 副社長執行役員
2024年６月	当社取締役（不動産セグメント管掌）（現任） ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼 社長執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】㈱タカラレーベン 代表取締役 兼 社長執行役員

取締役候補者とした理由

秋澤昭一氏は、2019年６月に当社取締役に就任して以来、当社取締役及び当社執行役員として、当社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、不動産業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4



やま ぎし　なお ひと
山岸　直人

1961年8月5日生 満63歳

再 任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式数
5,900株

略歴、地位及び担当：

1986年 4 月	警察庁 入庁
1990年 4 月	香川県警察本部刑事部捜査第二課長
1991年 8 月	埼玉県警察本部警備部公安第一課長
1993年 8 月	警察庁交通局交通規制課課長補佐
1994年 8 月	建設省（現国土交通省）道路局路政課長補佐
1996年 9 月	警察庁交通局運転免許課課長補佐
1998年 8 月	奈良県警察本部警務部長
2000年 8 月	兵庫県警察本部警備部長
2002年 8 月	警察庁警備局警備課理事官
2004年 8 月	警察庁警備局付（内閣情報調査室）
2006年 9 月	神奈川県警察本部警備部長
2008年 8 月	総務省人事・恩給局参事官
2010年 8 月	和歌山県警察本部長
2012年 8 月	神奈川県警察本部警務部長
2013年 8 月	警察庁交通局運転免許課長
2014年 6 月	皇宮警察本部副本部長
2016年 2 月	新潟県警察本部長
2018年 3 月	警察大学校国際警察センター所長兼 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
2019年 1 月	北海道警察本部長
2020年 8 月	辞職
2021年 1 月	三井住友海上火災保険㈱ 顧問
2022年 6 月	当社社外取締役（現任）
2022年12月	（一社）全国道路標識・標示業協会 参与
2023年 5 月	（一社）全国道路標識・標示業協会 専務理事（現任）
2023年 6 月	（一社）ＵＴＭＳ協会 監事（非常勤）（現任）

【重要な兼職の状況】　（一社）全国道路標識・標示業協会 専務理事
（一社）ＵＴＭＳ協会 監事（非常勤）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山岸直人氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、長きに亘り警察庁において培ってこられた専門知識と豊富な経験、また、建設省（現国土交通省）における職務実績と経験を有していることから、取締役会の透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。山岸直人氏が社外取締役に選任された場合には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、上記経験や全国各地の警察本部等での職務遂行経験を基にした高い見識と専門知識、コンプライアンスやリスクマネジメント等幅広い視点に基づき指摘・助言等を行うこと、また、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会において、取締役の報酬・選解任の決定を通じた業務遂行の適切な評価と監督等の職務を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号 5



うち だ　かなめ
内田　要

1954年６月14日生 満71歳

再 任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式数
－株

略歴、地位及び担当：

1978年 4 月	建設省（現国土交通省）入省
2004年 7 月	国土交通省総合政策局政策課長
2005年 8 月	同省 総合政策局総務課長
2006年 7 月	同省 大臣官房総務課長 兼 大臣官房審議官（大臣官房）
2007年 7 月	同省 大臣官房審議官（総合政策局）
2009年 7 月	同省 大臣官房総括審議官
2010年 8 月	同省 土地・水資源局長
2011年 7 月	同省 土地・建設産業局長
2012年 7 月	（独）都市再生機構副理事長
2014年 7 月	内閣官房 内閣審議官 兼 内閣官房地域活性化統合事務局長
2015年 1 月	内閣官房 内閣審議官 兼 内閣官房地域活性化総括官 （内閣審議官 内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室長） 併 内閣府地方創生推進室長
2015年 7 月	辞職
2015年11月	（一社）不動産協会 副理事長 専務理事
2017年 4 月	麗澤大学 客員教授（現任）
2023年 7 月	（一社）不動産協会 顧問（現任）
2023年 7 月	（一財）土地総合研究所 理事長（現任）
2024年 6 月	当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】麗澤大学 客員教授
（一社）不動産協会 顧問
（一財）土地総合研究所 理事長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田要氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、不動産業界における豊富な経験と幅広い見識、また、国土交通省における職務実績と経験を有していることから、社外取締役として当社グループの経営に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。内田要氏が社外取締役に選任された場合には、上記経験を基にした高い見識と専門知識の視点から、当社グループの経営の方針・経営戦略について、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うこと、また、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会において、取締役の報酬・選解任の決定を通じた業務執行の適切な評価と監督等の職務を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号 6



かな まる　ゆう こ
金丸　祐子

1979年８月25日生 満45歳

再 任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式数
－株

略歴、地位及び担当：

2006年10月	弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
	森・濱田松本法律事務所入所
2013年２月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2018年１月	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
2022年７月	アキュリスファーマ㈱ 社外監査役（現任）
2023年１月	外苑法律事務所 パートナー弁護士（現任）
2023年２月	Ｂｌｅａｆ㈱ 社外監査役（現任）
2023年６月	㈱エーアイ 社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年７月	ＨＥＲＯＺ㈱ 社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年６月	当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】外苑法律事務所 パートナー弁護士
アキュリスファーマ㈱ 社外監査役
Ｂｌｅａｆ㈱ 社外監査役（2025年５月28日退任予定）
㈱エーアイ 社外取締役（監査等委員）
ＨＥＲＯＺ㈱ 社外取締役（監査等委員）
ソフトバンクグループ㈱ 社外監査役（2025年６月27日就任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金丸祐子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、日本及び米国ＮＹ州での弁護士資格を有し、国内・海外で培ってこられた専門知識と豊富な経験・実績を有していることから、取締役会の透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。金丸祐子氏が社外取締役に選任された場合には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、弁護士としての高い見識と専門知識、ダイバーシティ等幅広い視点に基づき指摘・助言等を行うこと、また、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会において、コンプライアンスの向上及びリスクマネジメントの助言等を通じて透明性の高いガバナンス体制の構築に関与していただくことを期待しております。

候補者番号 7



小野（おの）　保子（やすこ）

1965年11月４日生 満59歳

新 任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式数
－株

略歴、地位及び担当：

1989年４月	㈱太陽神戸銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行
1997年４月	同行 金融市場営業部 部長代理
2006年11月	Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe (イギリス)（現 SMBC Bank International plc） 上席部長代理
2009年12月	㈱三井住友銀行 国際法人営業部 融資オフィサー
2010年４月	同行 国際法人営業部 グループ長
2012年４月	同行 国際法人営業部 副部長
2014年４月	SMBC SSC（マレーシア）社長
2016年５月	㈱三井住友銀行 総務部 上席推進役
2017年４月	同行 資産監査部 部付部長
2019年４月	SMBCコンシューマーファイナンス㈱ 顧問
2019年６月	同社 常勤監査役 ㈱SMBCモビット 非常勤監査役
2022年６月	SMBC信用保証㈱ 非常勤監査役
2023年７月	SMBCコンシューマーファイナンス㈱ 海外担当 顧問
2024年５月	イオンフィナンシャルサービス㈱ 社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】イオンフィナンシャルサービス㈱ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小野保子氏は、直接会社の経営に携わるとともに、国内・海外の金融機関において培われた専門知識と豊富な経験、また、監査役としての職務実績と経験を有していることから、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者としております。小野保子氏は社外取締役に選任された場合には、企業経営、ダイバーシティ等幅広い視点から当社グループの経営の方針・経営戦略について、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うこと、また、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会において、コンプライアンスの向上及びリスクマネジメントの助言等を通じて透明性の高いガバナンス体制の構築に関与していただくことを期待しております。

（注）1. 本株主総会参考書類は、作成時点（2025年５月12日）の情報を記載しておりますが、各候補者の年齢については今回の株主総会終結時点の情報を、所有する当社株式の数については2025年３月31日時点の情報を記載しております。
2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 山岸直人氏、内田要氏、金丸祐子氏及び小野保子氏は社外取締役候補者であります。なお山岸直人氏、内田要氏及び金丸祐子氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、小野保子氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 山岸直人氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
5. 内田要氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
6. 金丸祐子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
7. 当社は、山岸直人氏、内田要氏及び金丸祐子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、小野保子氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約のその他の内容につきましては、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであり、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2026年３月に当該保険契約を同内容で更新予定であります。
9. 小野保子氏は、当社の借入先である株式会社三井住友銀行の資産監査部部付部長でありましたが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合（2025年3月31日時点）は約29.1％でありますが、同社の資産監査部部付部長を退任されてからすでに６年以上が経過しております。そのため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

（ご参考）取締役スキル・マトリックス

本総会において、第２号議案が原案どおり承認された場合の各取締役が備えるスキルは以下のとおりです。なお、各取締役が特に「強み」としている項目においては「◎」としております。

氏名	役職	企業経営	財務／会計	法務／リスクマネジメント	営業／マーケティング	人事・労務	IT	グローバル事業	指名委員	報酬委員
島田　和一	代表取締役 兼 CEO 兼 COO 兼 社長執行役員	◎	○	○	○	○		○	○	○
中村　大助	取締役 兼 CFO 兼 専務執行役員		◎	○		○				
秋澤　昭一	取締役（不動産セグメント管掌）	◎	○	○	○	○				
山岸　直人	社外取締役			◎		○			委員長	○
内田　要	社外取締役			◎			○	○	○	委員長
金丸　祐子	社外取締役			◎		○		○		
小野　保子	社外取締役		○	○				◎		

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2024年６月26日開催の第52期定時株主総会において補欠監査役に選任された遠藤誠氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

本間（ほんま）　朝美（あさみ）

1959年1月21日生 満66歳

独立役員　社外監査役

所有する当社株式数
－株

略歴及び地位：

1981年４月	㈱埼玉銀行（現㈱りそな銀行）入行
1999年11月	㈱あさひ銀行（現㈱りそな銀行）新狭山支店長
2001年10月	同行 池袋支店長
2003年３月	㈱りそな銀行 池袋支店営業第二部長
2005年９月	りそなビジネスサービス㈱ 出向
2010年２月	同社 転籍 ローン融資サポート部長
2015年４月	同社 執行役員経営企画部長
2016年４月	同社 取締役
2017年４月	同社 常務取締役
2018年６月	当社 社外監査役
2019年４月	りそなビジネスサービス㈱ 顧問
2019年６月	当社 常勤監査役
2019年10月	㈱レーベントラスト 監査役
2020年５月	㈱タカラレーベン西日本（現㈱タカラレーベン） 監査役
2022年５月	㈱タカラレーベンリアルネット 監査役
2022年10月	当社 非常勤監査役
2023年６月	㈱レーベンコミュニティ 監査役（現任）

【重要な兼職の状況】㈱レーベンコミュニティ 監査役

補欠社外監査役候補者とした理由

本間朝美氏は、長年にわたり金融機関や事業会社に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

（注）1. 本株主総会参考書類は、作成時点（2025年５月12日）の情報を記載しておりますが、年齢については今回の株主総会終結時点の情報を、所有する当社株式の数については2025年３月31日時点の情報を記載しております。
2. 本間朝美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 本間朝美氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 本間朝美氏が監査役に就任した場合には、独立役員となる予定であります。
5. 本間朝美氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約のその他の内容につきましては、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであり、本間朝美氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2026年３月に当該保険契約を同内容で更新予定であります。

以　上

1 当社グループの現況

１．当連結会計年度の事業の状況

❶ 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業の省力化・デジタル化を中心とする設備投資の活発化や、好調なインバウンド需要等により緩やかな景気の回復が見られました。一方で、国内の物価上昇による個人消費の伸び悩みや海外情勢の不確実性など、今後の経済環境の見通しについては依然として不透明感があり、引き続き注視が必要な状況です。

当社グループが属する不動産業界における事業環境は、新築分譲マンション市場においては、原材料高や深刻な人手不足による建築コストの高騰といった調達環境を背景に販売価格は上昇しているものの、依然として実需層の高い購買意欲は顕在です。エンドユーザーのライフスタイルの多様化や、地方中核都市におけるコンパクトシティ化の推進によって、立地や生活利便性に対するニーズに加えコンパクトマンションの需要も続伸しており、分譲マンション販売は堅調に推移しております。

不動産経済研究所の調べによりますと、2024年の全国における新築分譲マンションの発売戸数は59,467戸と前年比で8.6％減少となりました。年間発売戸数が６万戸を下回るのは４年ぶりとなりましたが、2024年のマンション平均価格は6,082万円（2023年5,910万円、2.9％増）で８年連続の上昇となり、1973年調査開始以来の最高値を更新しております。

なお、同研究所の調べによりますと2025年の全国におけるマンション発売戸数は全国で約6.2万戸を見込んでおり、新築分譲マンション市場は今後も比較的良好な需給バランスの状態が続いていくものと考えております。そのような中、当社グループは2024年売主グループ別供給戸数ランキングで全国７位となり、新築分譲マンション市場において安定的に供給を行う役割を担っております。

当連結会計年度の経営成績は、売上高196,523百万円（前年同期比6.1％増）、営業利益14,364百万円（前年同期比7.1％減）、経常利益12,427百万円（前年同期比4.3％減）、親会社株主に帰属する当期純利益8,207百万円（前年同期比0.4％増）となっております。

売上高
1,965億23百万円

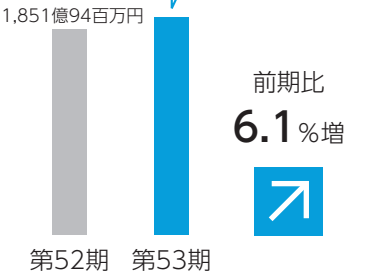

営業利益
143億64百万円

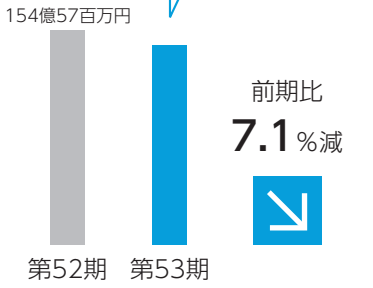

経常利益
124億27百万円

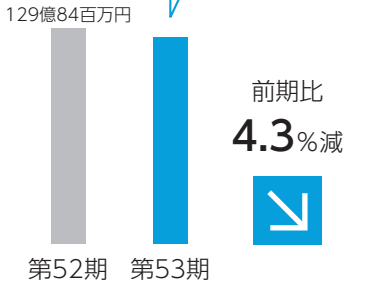

親会社株主に帰属する当期純利益
82億07百万円

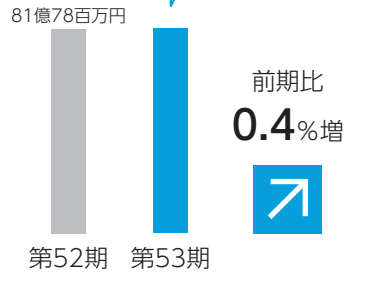

1株当たり当期純利益
62.69円

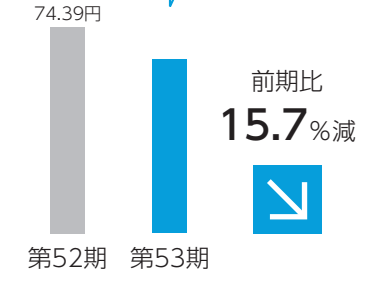

1株当たり配当金
30円

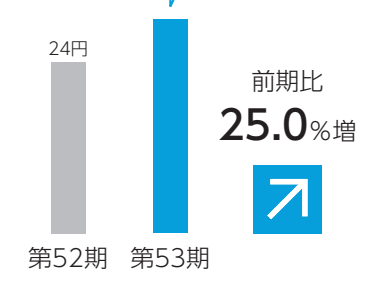

事業別の概況は、次のとおりであります。

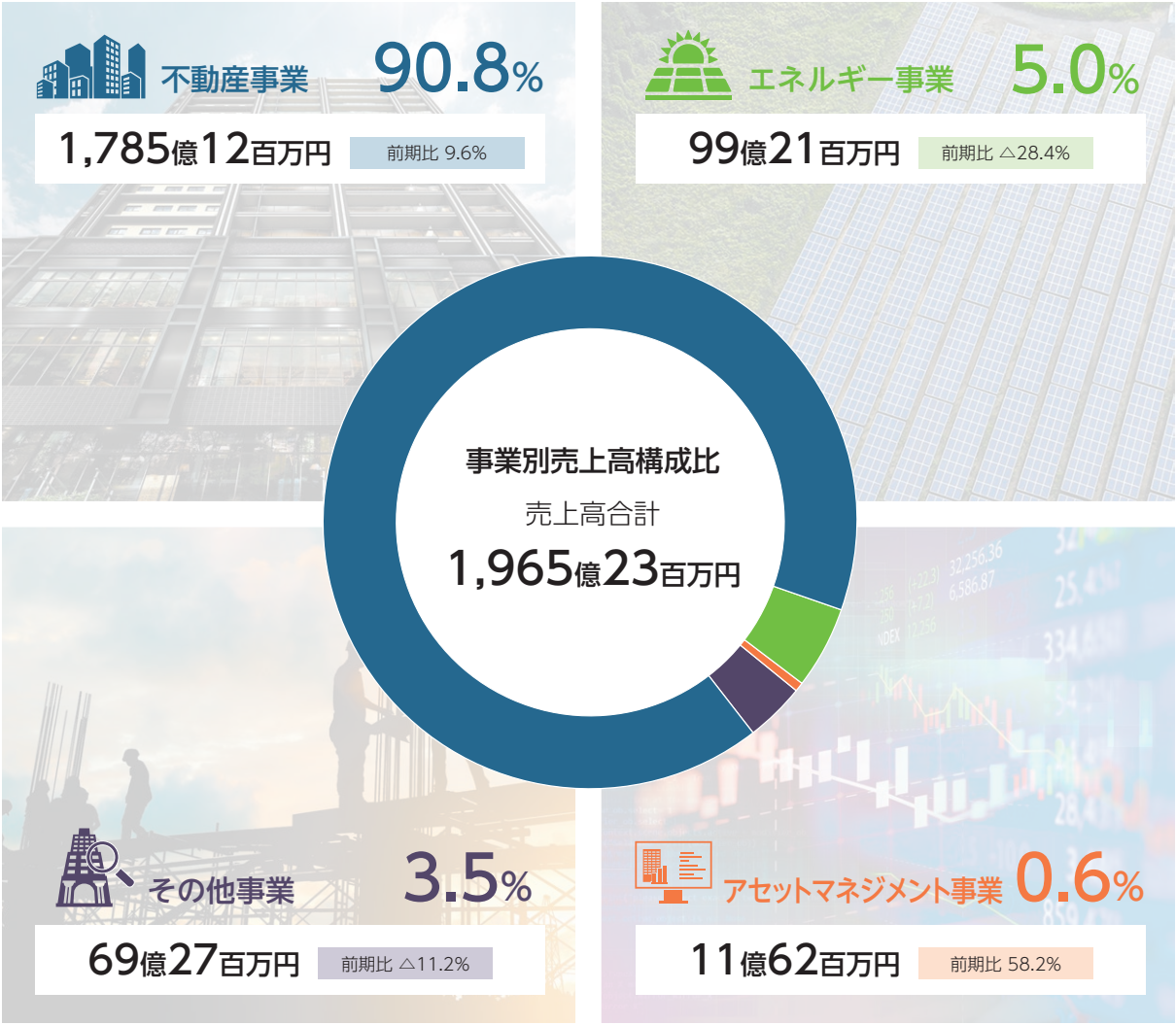



主要な事業内容
マンションブランド「レーベン」「ネベル」シリーズの開発・企画・販売を手がける新築分譲マンション事業を行っております。

不動産事業



売上高
1,785億12百万円
前期比 9.6%増

売上総利益
384億51百万円
前期比 8.0%増

新築分譲マンション、流動化、新築戸建分譲、リニューアル再販、不動産賃貸、不動産管理、不動産その他等により、当事業売上高は178,512百万円（前期比9.6%増）となっております。



主要な事業内容
再生可能エネルギーを活用した発電事業を行っております。

エネルギー事業



売上高
99億21百万円
前期比 28.4%減

売上総利益
25億51百万円
前期比 41.5%減

稼働済み発電施設の売却計画の見送り及びケーブル盗難対策や修繕コストの発生により、当事業売上高は9,921百万円（前期比28.4%減）となっております。

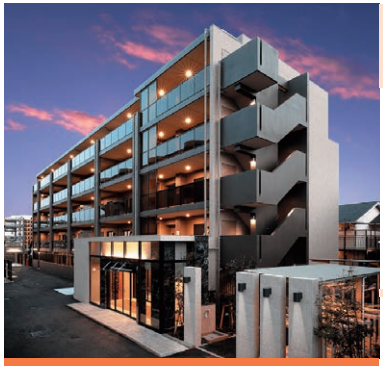

アセットマネジメント事業

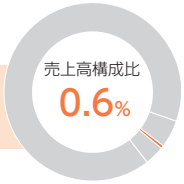

売上高
11億62百万円
前期比 58.2%増

売上総利益
9億34百万円
前期比 57.1%増

運用報酬については、運用資産規模が着実に積み上がった結果、当事業売上高は1,162百万円（前期比58.2%増）となっております。

主要な事業内容
幅広い投資家の皆様への優良な投資機会と堅実な資産管理サービスを行っております。

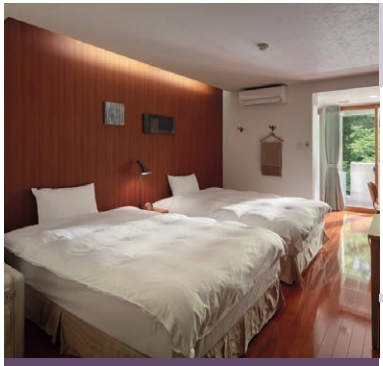

その他事業

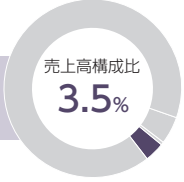

売上高
69億27百万円
前期比 11.2%減

売上総利益
3億73百万円
前期比 1376.1%増

建設事業やホテル運営事業等により、当事業売上高は6,927百万円（前期比11.2%減）となっております。

主要な事業内容
品質管理体制、環境負荷の低減にも配慮した建設事業やオリジナルブランド「HOTEL THE LEBEN」を展開するホテル運営事業などを行っております。

❷ 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は21,670百万円であり、主なものは、事業用資産の取得21,022百万円、その他648百万円等であります。

❸ 資金調達の状況

当社グループのコア事業であります新築分譲マンションについては、開発期間にわたり金融機関からの借入により資金調達を行っております。

なお、資金調達の安定性と機動性を確保するため、金融機関59社との間で90,728百万円のコミットメント・ライン契約及び当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末現在55,521百万円を調達しております。

また、2024年５月20日開催の取締役会の決議に基づき、公募による新株式発行および自己株式の処分ならびにオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資を行ったことにより、11,108百万円の資金調達を行いました。

2．財産及び損益の状況

（百万円）

区分	第50期 2022年３月期	第51期 2023年３月期	第52期 2024年３月期	**第53期** （当連結会計年度） 2025年３月期
売上高	162,744	153,472	185,194	**196,523**
親会社株主に帰属する当期純利益	6,215	4,584	8,178	**8,207**
１株当たり当期純利益	57.10円	41.90円	74.39円	**62.69円**
総資産	223,473	341,669	337,447	**372,508**
純資産	59,601	65,142	71,669	**89,107**
１株当たり純資産額	542.04円	558.95円	596.90円	**610.61円**

（注）１．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

売上高

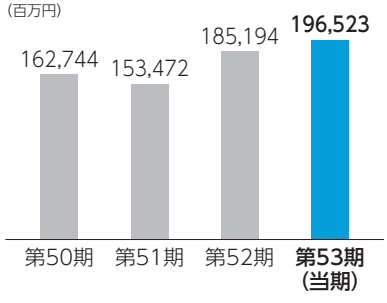

親会社株主に帰属する当期純利益

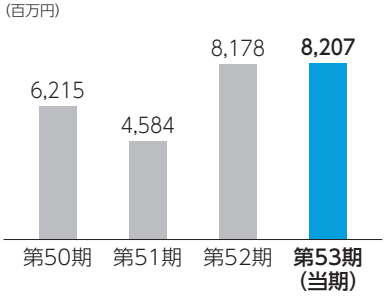

１株当たり当期純利益

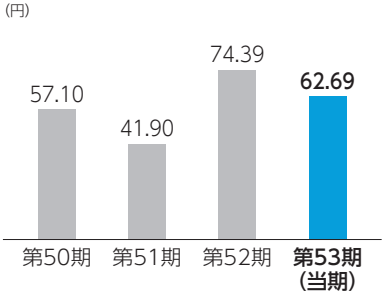

総資産

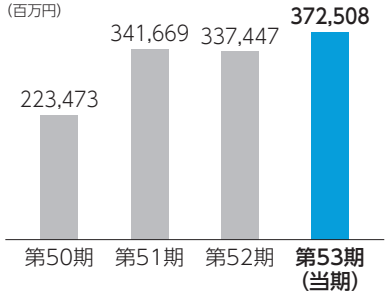

純資産

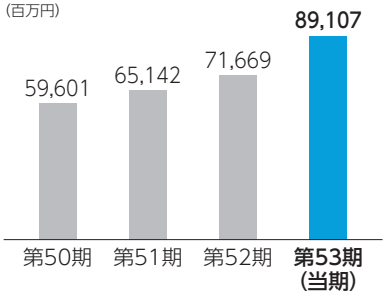

１株当たり純資産額

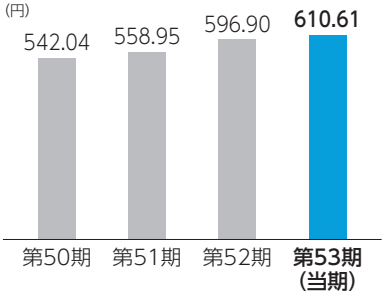

3．重要な親会社及び子会社の状況

❶ 親会社の状況

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

❷ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社タカラレーベン	400百万円	100%	不動産販売事業
株式会社レーベンコミュニティ	60百万円	100%	不動産管理事業
株式会社レーベンホームビルド	200百万円	100%	不動産販売事業
株式会社タカラレーベンリアルネット	30百万円	100%	不動産流通事業
株式会社レーベンゼストック	490百万円	100%	不動産買取再販業
株式会社レーベントラスト	60百万円	100%	賃貸管理事業
Takara Leben（Thailand）Co.,Ltd.	60百万THB	100%	不動産事業に対する投資業
MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社	2,155百万円	100%	再生可能エネルギー事業
MIRARTHアセットマネジメント株式会社	250百万円	100%	投資運用業
MIRARTH不動産投資顧問株式会社	50百万円	90%	投資運用業

（注）1．株式会社レーベンクリーンエナジーは、2024年４月１日付でMIRARTHエナジーソリューションズ株式会社に社名を変更しております。
2．タカラアセットマネジメント株式会社は、2024年４月１日付でMIRARTHアセットマネジメント株式会社に社名を変更しております。

４．対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化に伴う労働人口の減少といった人口動態の変化や、インフレ等による物価の上昇、国内外における経済の先行きの不透明さなど、急速な変化の中にあり、またその不確実性も高まっています。

このような環境下において、当社グループは、パーパスである「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を2022年10月に公表し、2030年に向けた長期ビジョン「地域社会のタカラであれ。」のもと、地域社会と共創し、未来の街づくりに取り組む「未来環境デザイン企業」への進化を目指して各事業に取り組んでおります。

具体的な当社グループの対処すべき課題及び取り組み内容は、以下の通りです。

・不動産市況に対する対応

当社グループのコア事業であります新築分譲マンション事業は、不動産価格の高止まりや建築費の高騰、金利上昇リスクなど、様々な外的要因による市況の変化が比較的大きい業態となっております。当社グループでは、安定的な需要がある実需購買層に向けた商品開発・供給に一貫して拘ることで、外部環境に左右されにくい体質の構築を継続して進めております。また、首都圏への人口集中と地方都市の過疎化といった二極化する国内マーケットの中で、当社グループは全国８営業拠点において厳選した用地の選別を行い、顧客ニーズに合った商品展開と各都市の活性化に貢献しております。

流動化事業は、新築分譲マンション事業以上に外的要因の影響が大きい市場構造であると認識しております。引き続き、需要の底堅いレジデンスの開発・取得に注力しながら、オフィス・ホテル等も含めた資産ポートフォリオの最適化を行うことで、積極的な開発利益の追求と安定的なストック運用の両立を図ってまいります。

・ESG経営の推進

当社グループでは、「脱炭素社会の実現」「サステナブルな街づくり」「Well-beingの向上」「ガバナンスの強化」の４つをサステナビリティ重要テーマに掲げ、それぞれに対応する重要課題を10個特定し、この課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

E（環境）

地球温暖化の影響に伴う気候変動や激甚化する災害への対応として、温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの活用など、脱炭素社会の実現に向けた環境への取り組みが求められております。当社グループでは、カーボンニュートラル実現に向け、グループ全体の温室効果ガス排出量削減の中長期目標及び指標（KPI）を設定し、モニタリングを実施しています。また、新築分譲マンション事業におけるZEH化推進や、エネルギー事業における再生可能エネルギー電源の多様化、発電事業者と電力の需要家が直接契約を締結するPPA（電力販売契約）モデルの積極的な推進など、グループ全体の事業を通じて脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

S（社会）

多様な暮らしのニーズに対する提案や、建物価値・サービス品質の向上、災害への対応など、当社グループは住まいの供給を通じて地域を活性化し、サステナブルな街づくりを推進してまいります。また、多様な人材が活躍できる職場風土を醸成し、ステークホルダーとの対話を通じて共創関係を築くなど、Well-beingの向上に取り組んでおります。

G（ガバナンス）

各種委員会（指名、報酬、コンプライアンス、リスクマネジメント）の設置や、公益通報窓口の適切な運用等により、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図るとともに、コンプライアンスの徹底及びコーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

・財務基盤の強化

当社グループは、事業用不動産や発電設備等の取得について、原則、金融機関等からの借入金により賄っており、事業拡大に伴い有利子負債が増加する傾向にあります。事業別ROIC管理による投資と還元の最適化や、各事業領域における最適なポートフォリオの構築、資金調達手法の多様化等を推進し、財務基盤の強化ならびに厳格な財務規律の維持を図ってまいります。ストックビジネスを強化しEBITDAを拡大するとともに、引き続き財務健全性を維持しつつ、自己資本比率の向上と、有利子負債比率の低減に努めてまいります。

・人材確保及び人材育成

当社グループは、事業領域や事業エリアの拡大に伴い、従業員に求められるスキルや適性も多様化しております。ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョンの推進により、新卒・中途採用を問わず、優秀な人材確保に努めてまいります。階層別研修の拡充や適正な評価・報酬制度の運用により、強固な組織体制を構築するとともに、人的資本への積極的な投資を引き続き行ってまいります。また、リモートワーク環境の整備や地域限定社員制度の導入など働き方改革を推進することで、従業員の幸福度を高めると共に企業価値を向上させてまいります。

・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

近年の急激なデジタル化の流れを受けて従来のサービスのみならず、お客様の利便性や企業価値向上に直結するデジタルソリューションの活用拡大が、競争優位性を維持するために必要と考えております。当社グループでは、市場ニーズに適時応えることができるよう、費用対効果を見極めながら、積極的なITへの投資を行い、デジタル技術に対するリテラシー向上と、イノベーションを実現する思考を持った人材育成を図ることにより、デジタル技術を活用したDXの推進と共にバリューチェーンの革新を進めてまいります。

5．主要な営業所（2025年３月31日現在）

名称	所在地
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社	本社（東京都千代田区）、北関東支店（埼玉県さいたま市大宮区）
株式会社タカラレーベン	本社（東京都千代田区）、九州・四国支店（福岡県福岡市中央区）、東北支店（宮城県仙台市）、関西支店（大阪府大阪市中央区）、松山支店（愛媛県松山市）、北関東支店（埼玉県さいたま市大宮区）
株式会社レーベンコミュニティ	本社（東京都港区）
株式会社レーベンホームビルド	本社（神奈川県横浜市）、東京支店（東京都中央区）
株式会社タカラレーベンリアルネット	本社（東京都中央区）
株式会社レーベンゼストック	本社（東京都千代田区）
株式会社レーベントラスト	本社（東京都港区）
Takara Leben（Thailand）Co.,Ltd.	本社（タイ王国バンコク都）
MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社	本社（東京都新宿区）
MIRARTHアセットマネジメント株式会社	本社（東京都千代田区）
MIRARTH不動産投資顧問株式会社	本社（東京都千代田区）

6．使用人の状況（2025年３月31日現在）

❶ 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,506（112）名	129名増（２名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

❷ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33（2）名	５名減（１名増）	38.2歳	2.3年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

7．主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	60,731百万円
株式会社りそな銀行	7,945
株式会社七十七銀行	6,543
株式会社商工組合中央金庫	6,269
株式会社みずほ銀行	6,191
株式会社福岡銀行	5,907
朝日信用金庫	5,879
株式会社東和銀行	5,462

8．その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2025年３月31日現在）

1．発行可能株式総数

248,000,000株

2．発行済株式の総数

135,855,592株（自己株式4,444,408株を除く）

3．株主数

83,447名

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
一般社団法人村山財産管理	25,633,600株	18.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,476,300株	11.39%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,469,600株	2.55%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	2,076,566株	1.53%
ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,052,300株	1.51%
有限会社村山企画	1,800,000株	1.32%
MIRARTHホールディングス取引先持株会	1,478,100株	1.09%
島田　和一	1,299,500株	0.96%
UBS　AG　LONDON　A/C　IPB SEGREGATED　CLIENT　ACCOUNT	1,250,406株	0.92%
MIRARTHホールディングス従業員持株会	1,241,900株	0.91%

（注）1. 当社は、自己株式4,444,408株を保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項（2025年３月31日現在）

１．取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	島田 和一（しまだ かずいち）	グループＣＥＯ 兼 グループＣＯＯ 兼 社長執行役員 ㈱タカラレーベン 取締役副会長 住宅産業信用保証㈱ 社外取締役
取締役	中村 大助（なかむら だいすけ）	グループＣＦＯ 兼 常務執行役員（グループ財務部・グループ経理部管掌） ㈱タカラレーベン 取締役 兼 専務執行役員
取締役	秋澤 昭一（あきさわ しょういち）	（不動産セグメント管掌） ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼 社長執行役員
取締役	山平 恵子（やまひら けいこ）	上新電機㈱ 社外取締役 品川リフラクトリーズ㈱ 社外取締役 丸一鋼管㈱ 社外取締役
取締役	山岸 直人（やまぎし なおひと）	（一社）全国道路標識・標示業協会 専務理事 （一社）ＵＴＭＳ協会 監事（非常勤）
取締役	内田 要（うちだ かなめ）	麗澤大学 客員教授 （一社）不動産協会 顧問 （一財）土地総合研究所 理事長
取締役	金丸 祐子（かなまる ゆうこ）	外苑法律事務所 パートナー弁護士 アキュリスファーマ㈱ 社外監査役 Ｂｌｅａｆ㈱ 社外監査役 ㈱エーアイ 社外取締役（監査等委員） ＨＥＲＯＺ㈱ 社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	三浦 由布子（みうら ゆうこ）	㈱タカラレーベン 監査役 ㈱レーベンゼストック 監査役 ㈱タカラレーベンリアルネット 監査役 パシフィックコンサルタンツ㈱ 社外監査役
常勤監査役	木村 正樹（きむら まさき）	㈱タカラレーベン 監査役 MIRARTHアセットマネジメント㈱ 監査役 MIRARTHエナジーソリューションズ㈱ 監査役
非常勤監査役	渡部 彰仁（わたなべ あきひと）	㈱タカラレーベン 監査役 ㈱レーベントラスト 監査役

（注）1. 取締役山平恵子氏、取締役山岸直人氏、取締役内田要氏及び取締役金丸祐子氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役三浦由布子氏、常勤監査役木村正樹氏及び非常勤監査役渡部彰仁氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役三浦由布子氏は公認会計士の資格と経験により、また常勤監査役木村正樹氏及び非常勤監査役渡部彰仁氏はいず

れも長年にわたり金融機関において業務に従事した経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、山平恵子氏、山岸直人氏、内田要氏、金丸祐子氏、三浦由布子氏、木村正樹氏及び渡部彰仁氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	変更年月日
島田　和一	代表取締役 兼 グループＣＥＯ 兼 グループＣＯＯ 兼 社長執行役員 ㈱タカラレーベン 代表取締役兼ＣＥＯ 兼 社長執行役員	代表取締役 兼 グループＣＥＯ 兼 グループＣＯＯ 兼 社長執行役員 ㈱タカラレーベン 取締役副会長	2024年６月17日
	代表取締役 兼 グループＣＥＯ 兼 グループＣＯＯ 兼 社長執行役員 ㈱タカラレーベン 取締役副会長	代表取締役 兼 グループＣＥＯ 兼 グループＣＯＯ 兼 社長執行役員 ㈱タカラレーベン 取締役副会長 住宅産業信用保証㈱ 社外取締役	2024年６月20日
山平　恵子	上新電機㈱ 社外取締役 品川リフラクトリーズ㈱ 社外取締役	上新電機㈱ 社外取締役 品川リフラクトリーズ㈱ 社外取締役 丸一鋼管㈱ 社外取締役	2024年６月25日
三浦　由布子	常勤監査役（社外監査役） ㈱タカラレーベン 非常勤監査役 ㈱レーベンホームビルド 監査役 ㈱レーベンゼストック 監査役 ㈱モンスターラボホールディングス （現：㈱モンスターラボ） 社外監査役 パシフィックコンサルタンツ㈱ 社外監査役	常勤監査役（社外監査役） ㈱タカラレーベン 非常勤監査役 ㈱レーベンゼストック 監査役 ㈱モンスターラボホールディングス （現：㈱モンスターラボ） 社外監査役 パシフィックコンサルタンツ㈱ 社外監査役	2024年５月24日
	常勤監査役（社外監査役） ㈱タカラレーベン 非常勤監査役 ㈱レーベンゼストック 監査役 ㈱モンスターラボホールディングス （現：㈱モンスターラボ） 社外監査役 パシフィックコンサルタンツ㈱ 社外監査役	常勤監査役（社外監査役） ㈱タカラレーベン 非常勤監査役 ㈱レーベンゼストック 監査役 ㈱タカラレーベンリアルネット 監査役 ㈱モンスターラボホールディングス （現：㈱モンスターラボ） 社外監査役 パシフィックコンサルタンツ㈱ 社外監査役	2024年５月31日
	常勤監査役（社外監査役） ㈱タカラレーベン 非常勤監査役 ㈱レーベンゼストック 監査役 ㈱タカラレーベンリアルネット 監査役 ㈱モンスターラボホールディングス （現：㈱モンスターラボ） 社外監査役 パシフィックコンサルタンツ㈱ 社外監査役	常勤監査役（社外監査役） ㈱タカラレーベン 非常勤監査役 ㈱レーベンゼストック 監査役 ㈱タカラレーベンリアルネット 監査役 パシフィックコンサルタンツ㈱ 社外監査役	2025年３月27日
木村　正樹	―	常勤監査役（社外監査役） ㈱タカラレーベン 非常勤監査役 MIRARTHアセットマネジメント㈱ 監査役 MIRARTHエナジーソリューションズ㈱ 監査役	2024年６月26日
渡部　彰仁	―	非常勤監査役（社外監査役） ㈱タカラレーベン 常勤監査役 ㈱レーベントラスト 監査役	2024年６月26日

6. 当事業年度中に辞任した監査役は次のとおりであります。

氏名	辞任時の地位、担当及び重要な兼職の状況	変更年月日
遠藤　誠	常勤監査役（社外監査役） ㈱タカラレーベン 非常勤監査役 ㈱レーベントラスト 監査役 MIRARTHアセットマネジメント㈱ 監査役 ㈱レーベンホームビルド 監査役	2024年６月26日
本間　朝美	非常勤監査役（社外監査役） ㈱タカラレーベン 常勤監査役 ㈱レーベンコミュニティ 監査役	2024年６月26日

（注）1. 遠藤誠氏は、2024年６月26日付で㈱タカラレーベンの非常勤監査役並びに㈱レーベントラスト及びMIRARTHアセットマネジメント㈱の監査役を辞任いたしました。
2. 本間朝美氏は、2024年６月26日付で㈱タカラレーベンの常勤監査役を辞任いたしました。

２．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定及び当社定款に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

３．役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社（ＭＩＲＡＲＴＨ不動産投資顧問㈱を除きます。）におけるすべての取締役、監査役、執行役員及び管理監督・指揮命令を行う従業員を被保険者とした会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

・会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

・被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、役員等の犯罪行為・不正行為等に起因する損害については、填補の対象外としております。

４．取締役及び監査役の報酬等

❶ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				支給人員
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 （うち社外取締役）	323百万円 （41百万円）	170百万円 （41百万円）	84百万円 （－）	68百万円 （－）	－	９名 （６名）
監査役 （うち社外監査役）	21百万円 （21百万円）	21百万円 （21百万円）	－	－	－	３名 （３名）
合計 （うち社外役員）	345百万円 （63百万円）	192百万円 （63百万円）	84百万円 （－）	68百万円 （－）	－	12名 （９名）

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. ストックオプションは、割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であり、支給人員は取締役２名であります。

❷ 非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬については株式報酬型ストックオプションとし、当該期における業績目標やＥＳＧ目標等の達成度合に応じて支給・不支給を決定するものとします。なお、具体的な支給額又は支給数については、各業務執行取締役の個別の評価により決定します。その目標となる業績等の指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

株式報酬型ストックオプションは、一定期間後行使可能なＡ種ストックオプションと、退職時行使可能なＢ種ストックオプションであります。

❸ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から、役員として受けた報酬等の総額は２百万円であります。

❹ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年６月27日開催の第45期定時株主総会において定款で定める取締役の員数（15名以内）に対し年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は３名）であります。また別枠で、2021年６月25日開催の第49期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額600百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は８名であります。

監査役の報酬限度額は、1999年７月16日開催の臨時株主総会において定款で定める監査役の員数（５名以内）に対し年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は３名）であります。

❺ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ．決定方針の決定方法

決定方針は、報酬諮問委員会において審議・承認し、報酬諮問委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。当社は2023年12月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

ロ．決定方針の内容の概要

ａ．基本方針

当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、株主総会で決議された範囲内で、業績や潜在的リスク、グループ経営に対する責任度合い、中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、任意の諮問機関である報酬諮問委員会の諮問に基づき決定するものとし、業務執行取締役については報酬の一定割合を業績や各取締役の貢献度と連動させることで、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能するように設定し、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結びつけるものとします。

業務執行取締役の役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりとします。

・当社企業価値の向上に資するものであること。
・優秀な人材を確保、維持できる金額水準と設計であること。
・当社の中長期経営戦略を反映する設計であり、それを動機づけるものであること。
・株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えており、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること。
・基本報酬に加え、個人評価連動及び業績連動を導入して設計された報酬体系に基づき決定されること。

b．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、役位、職責に応じて業界水準や他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案し作成された基本報酬テーブルに基づき、これを12月で等分にしたものが月例報酬として支給されます。

c．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬以外の報酬については、現金賞与、及び株式報酬型ストックオプションとし、当該期における業績目標やＥＳＧ目標等の達成度合に応じて支給・不支給を決定するものとします。また合わせて、事業年度毎に次の５つの評価項目（『P.C.F.P.A.』評価）をそれぞれ達成度合いに応じて５段階で評価し、任意の諮問委員会である報酬諮問委員会の諮問を受けて決定します。

・業績（Performance）・・・自部門の業績
・コンプライアンス（Compliance）・・・法令順守、モラル等
・先見性（Foresight）・・・状況把握・分析能力、事業計画立案能力
・体力（Physical）・・・事業推進能力
・親和性（Affinity）・・・関係構築能力

なお、具体的な支給額又は支給数については、各業務執行取締役の個別の評価により決定しますが、現金賞与については、当社の当該期の業績目標が未達であっても、各業務執行取締役の管掌する部門における目標達成状況等に応じて支給することができるものとします。その目標となる業績等の指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

株式報酬型ストックオプションにおいては、一定期間後行使可能なＡ種ストックオプションと、退職時行使可能なＢ種ストックオプションとします。

ｄ．基本報酬額・業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の割合については、原則として、「取締役基本報酬：現金賞与：Ａ種ストックオプション：Ｂ種ストックオプション＝５：２：２：１」とします。

個別報酬額の決定は諮問機関である報酬諮問委員会にて決定します。報酬諮問委員会は、その支払い総額を、都度取締役会にて報告します。

❻ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項及び当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個別報酬額については、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、取締役会において決議された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、取締役会の決議により授権された報酬諮問委員会で決定しております。取締役の個別報酬額の決定権限を報酬諮問委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性及び説明責任を強化するためです。

上記のとおり、取締役の個別報酬額については、報酬諮問委員会で決定し、その支払い総額を取締役会に報告する措置を講じており、これらの手続きを経て取締役の個別報酬額が決定されていることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度における報酬諮問委員会の各構成員については次のとおりであります。

委員長	山平恵子（社外取締役）	委員	山岸直人（社外取締役）
委員	内田　要（社外取締役）	委員	金丸祐子（社外取締役）
委員	島田和一（代表取締役 兼 グループＣＥＯ 兼 グループＣＯＯ 兼 社長執行役員）		

5．社外役員に関する事項

❶ 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当該他の法人等との関係
取締役	山平　恵子	上新電機㈱	社外取締役	当社との間には、特別な関係はありません。
		品川リフラクトリーズ㈱	社外取締役	当社との間には、特別な関係はありません。
		丸一鋼管㈱	社外取締役	当社との間には、特別な関係はありません。
取締役	山岸　直人	（一社）全国道路標識・標示業協会	専務理事	当社との間には、特別な関係はありません。
		（一社）ＵＴＭＳ協会	監事（非常勤）	当社との間には、特別な関係はありません。
取締役	内田　要	麗澤大学	客員教授	当社との間には、特別な関係はありません。
		（一社）不動産協会	顧問	当社との間には、特別な関係はありません。
		（一財）土地総合研究所	理事長	当社との間には、特別な関係はありません。
取締役	金丸　祐子	外苑法律事務所	パートナー弁護士	当社との間には、特別な関係はありません。
		アキュリスファーマ㈱	社外監査役	当社との間には、特別な関係はありません。
		Ｂｌｅａｆ㈱	社外監査役	当社との間には、特別な関係はありません。
		㈱エーアイ	社外取締役（監査等委員）	当社との間には、特別な関係はありません。
		ＨＥＲＯＺ㈱	社外取締役（監査等委員）	当社との間には、特別な関係はありません。
監査役	三浦由布子	㈱タカラレーベン	監査役	当社の子会社であります。
		㈱レーベンゼストック		当社の子会社であります。
		㈱タカラレーベンリアルネット		当社の子会社であります。
		パシフィックコンサルタンツ㈱	社外監査役	当社との間には、特別な関係はありません。

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当該他の法人等との関係
監査役	木村　正樹	㈱タカラレーベン	監査役	当社の子会社であります。
		MIRARTHアセットマネジメント㈱		当社の子会社であります。
		MIRARTHエナジーソリューションズ㈱		当社の子会社であります。
監査役	渡部　彰仁	㈱タカラレーベン	監査役	当社の子会社であります。
		㈱レーベントラスト		当社の子会社であります。

❷ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

❸ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況(出席率)	監査役会出席状況(出席率)	主な活動状況
取締役	山平　恵子	17／19回(89%)	–	社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、企業経営、ダイバーシティ等幅広い視点から、当社グループの経営の方針・経営戦略について、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るための助言及び当社のガバナンスにおいての助言、監督を行いました。また、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員として公正で透明な委員会運営を主導し、取締役の報酬・役員人事等の取締役への答申、及び当社役員の評価・監督等の職務を遂行する等、経営監視機能を十分に果たしました。
取締役	山岸　直人	19／19回(100%)	–	社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、警察庁及び建設省（現国土交通省）等での経験や警察本部等での職務執行経験を基にした見識と専門知識に基づき指摘・助言等を行いました。また、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬・人事評価等の取締役への答申を行う等、経営監視機能を十分に果たしました。
取締役	内田　要	15／15回(100%)	–	社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、不動産業界における幅広い経験や内閣官房及び国土交通省等での職務実績と経験に基づき指摘・助言等を行いました。また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬・人事評価等の取締役への答申を行う等、経営監視機能を十分に果たしました。
取締役	金丸　祐子	15／15回(100%)	–	社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、弁護士としての高い見識と専門知識、コンプライアンス、ダイバーシティ等幅広い視点に基づき指摘・助言等を行いました。また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬・人事評価等の取締役への答申を行う等、経営監視機能を十分に果たしました。
監査役	三浦由布子	19／19回(100%)	12／12回(100%)	取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役	木村　正樹	15／15回(100%)	9／9回(100%)	取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役	渡部　彰仁	15／15回(100%)	9／9回(100%)	取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(注) 取締役内田要氏及び取締役金丸祐子氏の取締役会の出席状況並びに監査役木村正樹氏及び監査役渡部彰仁氏の取締役会及び監査役会の出席状況は、2024年６月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の回数に基づくものであります。

4 会計監査人の状況

1．名称

太陽有限責任監査法人

2．報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての報酬を支払っております。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

6．会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ　処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ　処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヶ月
（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止　３ヶ月
（2024年１月１日から同年３月31日まで）

ハ　処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年３月31日現在）

単位：百万円

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**215,263**
現金及び預金	48,044
受取手形、売掛金及び契約資産	3,775
販売用不動産	53,551
販売用発電施設	65
仕掛販売用不動産	92,729
未成工事支出金	34
その他	17,359
貸倒引当金	△297
固定資産	**157,198**
有形固定資産	**127,201**
建物及び構築物	27,539
機械装置及び運搬具	56,316
工具、器具及び備品	602
土地	33,826
リース資産	205
建設仮勘定	8,711
無形固定資産	**7,895**
のれん	3,014
その他	4,881
投資その他の資産	**22,100**
投資有価証券	3,125
繰延税金資産	4,680
その他	14,295
貸倒引当金	△0
繰延資産	**47**
資産合計	**372,508**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**134,075**
電子記録債務	19,899
買掛金	8,514
短期借入金	43,238
１年内償還予定の社債	1,006
１年内返済予定の長期借入金	39,462
リース債務	36
未払法人税等	2,874
前受金	7,321
賞与引当金	864
完成工事補償引当金	891
その他	9,963
固定負債	**149,325**
長期借入金	136,185
社債	6,887
リース債務	188
役員退職慰労引当金	59
退職給付に係る負債	1,408
資産除去債務	534
繰延税金負債	2,773
その他	1,287
負債合計	**283,401**
純資産の部	
株主資本	**82,265**
資本金	9,056
資本剰余金	8,083
利益剰余金	66,783
自己株式	△1,657
その他の包括利益累計額	**688**
その他有価証券評価差額金	583
為替換算調整勘定	62
退職給付に係る調整累計額	42
新株予約権	**326**
非支配株主持分	**5,826**
純資産合計	**89,107**
負債純資産合計	**372,508**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

単位：百万円

科　目		金　額
売上高		**196,523**
売上原価		**154,212**
売上総利益		**42,311**
販売費及び一般管理費		**27,946**
営業利益		**14,364**
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	153	
受取手数料	137	
受取保険金	422	
持分法による投資利益	272	
雑収入	330	1,340
営業外費用		
支払利息	3,017	
雑損失	261	3,278
経常利益		**12,427**
特別利益		
段階取得に係る差益	0	
負ののれん発生益	0	
固定資産交換差益	143	144
特別損失		
固定資産除却損	36	
事務所移転費用	189	
関係会社株式評価損	506	
工事補償損失	282	1,014
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		**11,557**
匿名組合損益分配額	230	230
税金等調整前当期純利益		**11,326**
法人税、住民税及び事業税	3,843	
法人税等調整額	△815	3,028
当期純利益		**8,298**
非支配株主に帰属する当期純利益		90
親会社株主に帰属する当期純利益		**8,207**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2025年３月31日現在）

単位：百万円

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**65,932**
現金及び預金	24,920
売掛金	79
未収入金	521
販売用不動産	7,399
仕掛販売用不動産	18,794
前渡金	698
前払費用	692
関係会社短期貸付金	6,836
その他	6,264
貸倒引当金	△275
固定資産	**44,116**
有形固定資産	**16,372**
建物	5,321
構築物	122
機械及び装置	2,891
工具、器具及び備品	71
土地	7,510
建設仮勘定	453
無形固定資産	**741**
借地権	242
ソフトウエア	363
その他	136
投資その他の資産	**27,001**
投資有価証券	2,655
関係会社株式	21,091
その他の関係会社有価証券	0
出資金	281
会員権	89
敷金及び保証金	725
関係会社長期貸付金	400
繰延税金資産	231
その他	1,526
繰延資産	**35**
社債発行費	35
資産合計	**110,084**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**35,481**
電子記録債務	12,429
買掛金	676
短期借入金	6,818
１年内返済予定の長期借入金	12,188
未払金	773
未払費用	41
未払法人税等	569
前受金	1,308
預り金	52
前受収益	37
賞与引当金	12
完成工事補償引当金	571
その他	0
固定負債	**16,906**
長期借入金	10,451
社債	5,886
預り敷金及び保証金	535
退職給付引当金	5
資産除去債務	26
負債合計	**52,388**
純資産の部	
株主資本	**56,754**
資本金	**9,056**
資本剰余金	**9,559**
資本準備金	9,054
その他資本剰余金	505
利益剰余金	**39,795**
利益準備金	92
その他利益剰余金	39,702
別途積立金	14,681
繰越利益剰余金	25,021
自己株式	**△1,657**
評価・換算差額等	**615**
その他有価証券評価差額金	615
新株予約権	**326**
純資産合計	**57,695**
負債純資産合計	**110,084**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

単位：百万円

科　目	金　額	
売上高		
不動産事業収入	65,509	
エネルギー事業収入	707	66,216
営業収益		
関係会社受取配当金	2,011	2,011
売上高及び営業収益合計		**68,227**
売上原価		
不動産事業原価	56,480	
エネルギー事業原価	721	57,202
売上総利益		**11,025**
販売費及び一般管理費		**5,658**
営業利益		**5,366**
営業外収益		
受取利息	85	
受取配当金	242	
匿名組合投資利益	416	
受取手数料	2	
雑収入	1,123	1,870
営業外費用		
支払利息	586	
雑損失	171	757
経常利益		**6,479**
特別利益		
固定資産交換差益	143	143
特別損失		
固定資産除却損	25	
工事補償損失	282	307
税引前当期純利益		**6,315**
法人税、住民税及び事業税	1,031	
法人税等調整額	△59	972
当期純利益		**5,343**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月21日

ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　原　鉄　也
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　下　川　高　史

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月21日

ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　原　鉄　也
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　下　川　高　史

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月23日

ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　三　浦　由布子

常勤監査役（社外監査役）　木　村　正　樹

非常勤監査役（社外監査役）　渡　部　彰　仁

以　上

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE OIL INK